

門 真 市 広 報 連 絡 表		総合政策部秘書広報課
提 供 日	平成 29 年 2 月 3 日 (金)	写 真
場 所		有 ・ 無
固定資産税及び都市計画税（土地）の評価計算の誤りによる 過大又は過少な賦課について		

概 要

固定資産税及び都市計画税について土地の評価額計算に誤りがあり、税額を過大又は過少な賦課していました。

経 緯

平成 28 年 9 月下旬から同年 11 月までの間、課税課にて、平成 30 年度の評価替えに向けた土地の正面路線の適用状況を確認する作業を行っていたところ、土地 48 件について、過去からの路線価の適用誤りがあり、68 人の納税義務者に過大もしくは過少な税額で課税を行っていたことが判明しました。

原 因

路線価方式で行う土地の評価は、電算システムにて各土地の課税台帳に適用路線の管理番号を登録し、その番号に対応する路線価格を基に毎年度計算する仕組みとされているところですが、該当土地について、過去において正しい路線の管理番号を登録または修正していなかったことに起因して、最長で平成 6 年度から平成 28 年度までの評価額に誤りが生じたものです。

具体的には、以下のいずれかの原因により路線番号の取り違いが生じたものです。

- ① 評価替え時に、路線状況の変化に伴って従来路線を複数に分割したが、分割後の正しい路線の管理番号にデータ修正していなかったこと。
- ② 分筆時に正面路線が変わったが、分筆前の路線の管理番号のままにしていたこと。
- ③ 似たような路線の管理番号で誤ってデータ入力したこと。

該当人数と件数及び額(固定資産税額及び都市計画税額)

該当人数 納税義務者 68 人
 (過大分 58 人、過少分 10 人)
 (共有者及び相続・売買のあった過去の所有者を含む)
 (共有構成員は 15 人) (過去の所有者は 8 人)

該当件数	平成 1 8 年度以降に誤ったもの	43 件
	平成 1 5 年度に誤ったもの	3 件
	平成 9 年度に誤ったもの	1 件
	平成 6 年度に誤ったもの	1 件
	合 計	48 件

額の内訳	・ 過大分の錯誤税額	846,600 円 (一人当たり最高額 194,700 円、最低額 300 円)
	還付加算金 (利息相当額)	約 28 万円
	合計	約 113 万円
	・ 過少分の錯誤税額	133,200 円

今後の対応

速やかに、該当者の方へ事情説明を行い、過徴収となっている税額について還付を行います。

還付につきましては、地方税法上の時効（5年）を超える税額がある場合は、市要綱に基づく還付金を含めて、最長過去20年間分まで返還を行います。

また過少分となっている税額については、法定5年分の税額修正を行います。

課税課長のコメント

錯誤対象となった納税者の皆様に、ご迷惑をおかけしましたこと並びに税務行政の信頼を損ねましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後につきましては、事務執行にあたって適用路線の点検を重ねるなど、再発防止に努めます。

【問合先】 課税課長 ^{はるた}春田 ^{よしあき}義昭 電話 06-6902-7191
課税課長補佐 ^{ふなき}船木 ^{しんじ}慎二 電話 06-6902-5898